

7住税第2393号  
令和7年11月17日

飯島町環境衛生自治会員 各位

飯島町長 唐澤 隆  
(公印省略)

### ごみの収集所利用に関するアンケートについて（依頼）

日頃より、町の環境衛生行政に対しましてご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

町では「自助・共助・公助」の観点から移住者等に対し各自治会組織への加入をお願いしているところですが、近年自治会に入らない方や、やむを得ず自治会を抜ける方のごみ出しについての相談が寄せられています。そこで貴自治会での自治会非加入者のごみ出しについてアンケートを実施することにしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下記によりご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

#### 記

1. 回答期限 令和7年12月10日（水）

2. 提出方法 いいちやんポストをご利用ください。

#### ※補足

自治会が管理するごみ収集所の利用をめぐるトラブルが全国で多発しています。自治会非加入者と自治会がごみ収集所の利用についての裁判例も存在し、非加入者からの利用料負担を命じる判決や、ごみ収集所利用を禁止されたことへの慰謝料を命じる判決もあります。それぞれ自治会のご都合もあるうかと思いますが、より良い町にするためアンケートへのご協力をお願いします。

#### 連絡先

〒399-3797 飯島町飯島2537番地  
飯島町役場 住民税務課  
担当 環境共生エネルギー係 原  
TEL 0265-86-3111 内線157

## ごみの集積所利用に関するアンケート

自治会名		
回答者	氏名	自治会役職
連絡先	電話番号等	

## 質問1

自治会非加入者は、自治会内のごみ収集所を利用することができますか

利用可

利用不可

## 質問2

質問1で「利用不可」と回答した自治会への質問です。自治会運営方針などで利用できないことが記載されたものがありますか

ある → コピーを提出してください

ない

## 質問3

質問1で「利用可」と回答した自治会への質問です。自治会で定めた協力金を支払うことで利用できることになっていますか

はい → 協力金の額（ ）

いいえ

## 質問4

質問2で「ある」と回答した自治会への質問です。今後「協力金」を定めることで「利用可」とする考えはありますか

ある

ない

わからない

ある場合の協力金の額（ ）

## 質問5

その他、ごみ収集所についてご意見等ありましたら記載してください

ご協力ありがとうございました

回答期限 令和7年12月10日（水） いいちゃんポストご利用ください